



宮 崎 県 公 報

令和6年8月13日（火曜日） 第 534 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商工政策課） 1

頁

○土地改良区の役員の就退任の届出（4件）…………（農村整備課） 1
○土地改良区の定款変更の認可……………（ “ ” ） 3
○入札公告…………… 3
正 誤
○平成24年2月2日付け県公報（第2358号）中…………… 5

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎
宮崎市新別府町船戸 750番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 大野恵司
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物周辺及び屋上（駐車場No.1）	3,281台
建物敷地北側（駐車場No.2）	140台
建物敷地北西側（駐車場No.3）	417台
合計	3,838台
(変更後) 建物周辺及び屋上（駐車場No.1）	3,271台
建物敷地北側（駐車場No.2）	140台
建物敷地北西側（駐車場No.3）	417台
建物敷地北側（駐車場No.4）	100台
合計	3,928台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間

(変更前) 駐車場No.1	午前6時から翌午前1時
駐車場No.2	午前6時から翌午前1時
駐車場No.3	午前6時から翌午前1時
(変更後) 駐車場No.1	午前6時から翌午前1時
駐車場No.2	午前6時から翌午前1時
駐車場No.3	午前6時から翌午前1時
駐車場No.4	午前6時から午後10時

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場No.1	7箇所（建物敷地西側、北側、東側及び南側）
駐車場No.2	3箇所（駐車場南側、西側及び北側）
駐車場No.3	2箇所（駐車場南側及び東側）
合計	12箇所
(変更後) 駐車場No.1	7箇所（建物敷地西側、北側、東側及び南側）
駐車場No.2	3箇所（駐車場南側、西側及び北側）
駐車場No.3	2箇所（駐車場南側及び東側）
駐車場No.4	3箇所（駐車場南側及び北側）
合計	15箇所

4 変更の年月日

- (1) 令和7年3月18日
- (2) 令和6年7月18日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

令和6年7月17日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年8月13日から令和6年12月13日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年8月13日から令和6年12月13日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により

、西諸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
監 事	横 山 安 美	西諸県郡高原町大字後川内1179番地
監 事	假 屋 昭 和	小林市真方3136番地4

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
監 事	溝 口 誠 二	小林市北西方 427番地4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	齊 藤 正 宏	小林市東方2765番地1

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	齊 藤 良 久	小林市東方2748番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	兒 玉 辰 教	北諸県郡三股町大字長田5045番地
理 事	谷 山 泰 宏	北諸県郡三股町大字長田6229番地
理 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地

		3
理 事	松 山 喜 一 郎	北諸県郡三股町大字長田5555番地
理 事	吉 行 京 子	北諸県郡三股町大字宮村3034番地24
理 事	畑 中 利 美	北諸県郡三股町大字樺山4444番地18
理 事	馬 渡 祐 一	北諸県郡三股町大字長田4502番地
理 事	轟 木 誠	北諸県郡三股町大字長田6704番地1
理 事	轟 木 安 弘	北諸県郡三股町大字樺山4548番地36
理 事	谷 口 久 美 子	北諸県郡三股町大字長田4143番地5
監 事	谷 口 昭 一	北諸県郡三股町大字長田5576番地
監 事	馬 場 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山3500番地2
監 事	山 元 宏 一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地2

（任期：令和8年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	兒 玉 辰 教	北諸県郡三股町大字長田5045番地
理 事	谷 山 泰 宏	北諸県郡三股町大字長田6229番地
理 事	兒 玉 管 二	北諸県郡三股町大字長田5453番地3
理 事	松 山 喜 一 郎	北諸県郡三股町大字長田5555番地
理 事	馬 渡 フ ェ	北諸県郡三股町大字長田5731番地6
理 事	松 山 敏 光	北諸県郡三股町大字長田6166番地3
理 事	松 山 勇	北諸県郡三股町大字長田4430番地10
理 事	轟 木 誠	北諸県郡三股町大字長田6704番地1

理 事	川 越 庄 一	都城市郡元町2772番地 2
理 事	轟 木 利 郎	北諸県郡三股町大字長田3951番地 5
監 事	黒 木 守 春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地 1
監 事	馬 場 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山3500番地 2
監 事	谷 口 昭 一	北諸県郡三股町大字長田5576番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理 事	比 恵 島 寛	児湯郡新富町大字新田 11522番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	金 丸 雅 弘	児湯郡新富町大字新田 11531番地
理 事	鈴 木 俊 彦	西都市大字岡富1173番地
理 事	清 家 満 徳	西都市大字黒生野1964番地口
理 事	関 師 敏 浩	西都市大字岡富 765番地
監 事	長 友 秀 実	西都市大字黒生野2244番地
監 事	齋 藤 隆 文	児湯郡新富町大字新田8264番地

（任期：令和10年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理 事	比 恵 島 寛	児湯郡新富町大字新田 11522番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島96番地
理 事	金 丸 雅 弘	児湯郡新富町大字新田 11531番地

理 事	小 田 勝 広	児湯郡新富町大字新田 10024番地 5
理 事	白 坂 千 年	西都市大字岡富 995番地
理 事	長 友 秀 実	西都市大字黒生野2244番地
理 事	木 浦 泰 蔵	西都市大字岡富 749番地 2
監 事	永 野 勝 司	児湯郡新富町大字新田 11527番地
監 事	安 岡 宏 一	西都市大字岡富 742番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）から令和6年4月1日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- 件 名 警察署、交番等ネットワーク機器の賃貸借及び保守
- 借入物品及び数量 警察署、交番等ネットワーク機器 一式
- 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- 契約期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで
- 納入場所 仕様書のとおり
- 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記様式1）に必要書類（納入機器が仕様書別紙2の規格を満たすことが確認できる資料）を添付して提出しなければならない。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110 内線2234
- (2) 提出期間 令和6年8月13日（火）から令和6年9月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和6年9月24日（火）までに通知する。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間

令和6年8月13日（火）から令和6年9月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和6年8月13日（火）から令和6年9月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和6年8月13日（火）から令和6年9月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和6年9月27日（金）午前10時 ※送付にあつては、下記13の場所に令和6年9月26日（木）午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和6年9月27日（金）午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of network equipment for police station-

ns and police boxes, 1 sets

- (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 27 September, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 26 September, 2024)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

正 誤

平成24年2月2日付け県公報(第2358号)中

ページ	段	行	誤	正
1	右	4	8・7・1号 逢初 川歩行者専用道路	8・7・3号 逢初 川歩行者専用道路

--	--